

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第1節 保健・医療の充実

現状と課題

近年、食生活の多様化や生活環境の変化により、生活習慣病等が増加傾向にあります。

本市では、健康寿命^{*}延伸のため、小児からの生活習慣病対策や、妊産婦・乳児への総合的な支援のほか、特定健診・特定保健指導、各種がん検診の実施とともに、食生活改善の促進、健康づくりに関する各種団体との連携に努め、高齢期を迎えて寝たきりや認知症にならないよう介護予防^{*}事業、フレイル^{*}対策（口腔、運動、栄養等）を推進しています。

今後は、特定健診・各種がん検診受診率の更なる向上を図るとともに、市民一人ひとりの健康意識をより一層高め、生活習慣病や、メタボリックシンドローム^{*}の予防、さらには、ソーシャルキャピタル^{*}を活用した健康づくり施策のほか、高齢者の保健事業と介護予防^{*}事業を一体的に取り組むことが求められます。

医療については、本市には高度医療機能を有する大規模民間病院をはじめ市立国保病院などが立地し、広域的な救急医療体制が構築されています。高齢化や過疎化が進む中、住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、更なる救急医療体制や在宅医療の充実、バランスのとれた医療機能の分化と連携などを図る必要があります。

市立国保病院は、地域の中核医療機関としての役割を踏まえ、安房保健医療圏及び周辺地域との連携促進と新たな機能強化が必要です。また、医療を軸とした子どもから高齢者に至る包括的な支援体制づくりとともに、介護保険事業との整合性を確保しつつ在宅医療・介護の連携支援、健康づくりに取り組むことが求められており、こうした取組を支える病院事業の経営改革が必要です。

基本方針

第3期健康福祉推進計画に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割の中で、市民の健康意識の醸成を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等との連携により、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに即し、さらには地域でのつながりやささえあいによる健康づくりを促進します。

また、民間医療機関との連携による市民の健康の保持増進、医療環境の充実を図るとともに、生活習慣病の予防と多様な主体による健康づくりに資する社会環境の整備に取り組み、健康長寿のまちの実現を目指します。

市立国保病院は、「災害時に市民を支える」、「これから公的医療を推進する」、「まちの活性化を支える」という3つの柱の下に、地域医療の拠点として充実強化を図り、安房保健医療圏内の医療機関との役割分担の下に連携を促進します。また、かかりつけ医としてプライマリケア^{*}の実践や、「地域包括ケア^{*}センター」設置による医療や介護、予防、生活支援等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム^{*}」構築に向けた事業を推進するとともに、その基盤を支える病院事業の経営改革に取り組みます。

評価指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
|---|---------------------------------|--------------------|---------|
| 特定健診の受診率 | 29.4% (平成30年度) | 60.0% | |
| 特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム [*] 該当者の割合 | 男性 25.4% 女性 7.5% (平成30年度) | 男性 5.5% 女性 5.8% | |
| 市の魅力を「保健・医療・福祉が充実した都市」と考える市民の割合（まちづくりアンケート調査） | 36.0% (令和元年度) | 増加 | 総合戦略KPI |

| | | | |
|--|-----------------------------|------------------|-----------------|
| 福祉総合相談センター新規相談受付件数 | 564 件 (令和元年度) | 564 件 | 現状維持 総合戦略KPⅠ |
| 自分が健康だと思う市民の割合（高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査） | 40～64 歳 82.6% (令和元年度) | 40～64 歳 85.7% | 総合戦略KPⅠ |

施策・事業内容

○健康福祉施策全般の総合的な推進

- * 健康福祉関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康福祉推進計画を策定し、これを推進します。

○保健サービスの充実

- * 特定健康診査・特定保健指導等を実施し、生活習慣病の予防に努めます。
- * 特定健康診査未受診者に対してソーシャルマーケティング※を活用した受診勧奨を実施し、特定健康診査の受診率向上を図ります。
- * 各種がん検診や保健指導等を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- * 妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、各種相談・教室・指導により母子保健を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

- * 幼児歯科健康診査やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業などの実施により、学童期からの歯の健康づくりを促進します。
- * 各種予防接種の実施により、各種疾病の罹患・流行の防止を図ります。
- * 市民自らが健康を意識し、自主的な健康づくりを推進するため、健康教室や健康相談、かもがわ健康ポイント事業等により支援します。
- * 感染症のまん延及び拡大の防止のため、市民に対する普及啓発や感染症発生に備えて感染症予防物品等の確保を行います。
- * 鴨川市自殺予防対策計画に基づき、休養・こころの健康についての知識の普及を図り、自殺防止に努めます。
- * ドナー※やドナー※となる方が就業する事業所に助成金を交付し、ドナー登録※・骨髓等移植の促進を図ります。

○地域における健康づくり組織の育成・支援

- * 食生活改善推進員と協働しながら、食育・栄養改善事業を実施します。
- * 地域で健康づくりを推進する団体・ボランティアを育成し、活動を支援します。

○地域医療環境の充実

- * 安房都市広域市町村圏事務組合による、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。また、二次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用に向けた啓発を行います。

○市立国保病院の充実

- * ①災害時に市民を支える、②これから公的医療を推進する、③まちの活性化を支える、という新病院のコンセプトに基づき、地域医療等の推進とともに、「地域包括ケアシステム※」構築に向け、計画的に施設や医療機器の整備、地域特性をいかした事業を行います。
- * 不採算医療※等に加え、安房保健医療圏における医療機能の役割分担の下に地域医療を支えるため、公立病院改革プランを策定し、病院事業の経営改革に取り組みます。

○医療・福祉分野における人材の確保

- * 医療・福祉産業の持続的な成長と医療環境の充実を促進するため、安房郡内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸付けを行い、看護師の確保を図ります。(再掲、第3章第5節)
- * 要介護高齢者等の増加による介護人材不足の解消と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助を行い、介護人材の確保・育成を支援します。(再掲、第3章第5節)

○保健・医療等に関する情報ネットワークの構築

- * 保健・医療・福祉・介護等に関する相談に、関係機関と連携を取りながら支援していきます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》
結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。
- * 在宅医療や介護の専門職、地域の関係者との連携を図り、包括的な在宅医療・介護サービスを実施するため、医療や介護に関する相談窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会等を開催します。
- * 福祉総合相談センター・長狭及び在宅医療・介護連携支援機能等を一体化した「地域包括ケア※センター」を設置し、包括的な支援体制の構築を目指します。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第2節 地域福祉の充実

現状と課題

国では、平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の発表以来、制度・分野ごとの「縦割り」「ささえ手」という関係を超えて、地域の多様な主体が分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域社会とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

本市においても、「健康福祉推進計画」に基づき、市民と行政との協働による自助・共助・公助※の役割分担の下、地域におけるささえあいの仕組みづくりに取り組み、これまで、福祉総合相談センターや権利擁護推進センターの設置をはじめ、相談・支援体制の充実に努めてきました。

しかし、少子高齢化の進行、若者の首都圏への流出等に伴う人口減少や、地域のつながりの希薄化等により、従来から機能していた相互扶助機能が低下する中で、孤独死や虐待の発生、認知症高齢者の増大、生活困窮など、多様化する福祉ニーズへの対応が急務となっています。

また、その一方で、地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足等による登録人数の減少など、これらの担い手の確保をはじめとする体制の強化が求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「協働・連帯」の考え方を踏まえた「自立」「共生」「公共」による新たな地域共生社会に向けた取組の下、行政や専門機関だけでなく、地域自治組織、ボランティア団体、NPO、企業等が一体となって地域づくりを行えるような重層的な支援体制を構築することが必要です。

基本方針

今後、高齢者人口及び要介護者の増加への更なる対応が必要となることから、第3期健康福祉推進計画を基本として、市民の地域福祉に対する理解を深め、地域共生社会を実現していくため、福祉教育などを通じた意識啓発を進めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体をはじめとした多様な活動主体による支援機能が有効に発揮できるよう、保健・医療・福祉・介護が連携し、ささえあいによる地域づくりと、地域包括ケアシステム※の一層の充実に努め、地域福祉を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、市社会福祉協議会を通じて、福祉関係団体や福祉ボランティア団体等の自主的な活動を支援するとともに、市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、ボランティア等の地域福祉の担い手を確保し充実を図ります。

評価指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
|----------------------------|-------------------|--------|-----------------------|
| 見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数（累計） | 16 事業所 (令和元年度) | 22 事業所 | 協定締結開始当初（平成25年度）からの累計 |
| 福祉関連ボランティア登録者数 | 548 人 (令和元年度) | 520 人 | 減少率を抑制 |

施策・事業内容

○ふれあい・ささえあいのネットワークの形成

- * 一人暮らし高齢者やひとり親世帯、生活に困窮する世帯などの身近な相談役であり、関係機関へのパイプ役である民生委員・児童委員の活動を支援し、適切な福祉サービスの利用促進を図ります。
- * 児童、高齢者、障害者の虐待防止に関わる関係機関等が連携を強化し、分野の枠に捉われず、虐待の予防、早期発見と対応、再発防止といった虐待防止全般に対する取組を行います。

- * 地域福祉の中核的な役割を担う市社会福祉協議会の運営を支援します。
- * 民間事業者等との見守りネットワーク事業の協定締結により、地域における見守り体制の強化を図るとともに、買い物などの日常生活の支援、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めます。
- * 成年後見制度※や日常生活自立支援事業を積極的に活用し、認知症高齢者等の意思を丁寧に酌み取り、その生活を守り、権利を擁護していきます。
- * 意欲のある地域住民を対象に市民後見人養成研修及びフォローアップ研修を開催し、市民後見人候補者を養成します。
- * 生活支援コーディネーターが、地域での見守りやささえい体制を構築するため、地域住民・地域ボランティア・専門職との関係づくりを行うとともに、地域からの相談を受け付けて課題解決に向けたコーディネートを行います。
- * 保健・医療・福祉・介護等に関する相談に、関係機関と連携を図りながら支援していきます。

(再掲、第5章第1節)

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第3節 子育て支援の充実

現状と課題

少子高齢社会が本格化し、核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境は著しく変化し、子育てにおける父母の負担やストレスの増加、育児不安、児童虐待などの問題が発生しています。また、女性の就業率が高まる中で、子育て支援は更なる対応を求められています。

平成24年に子ども・子育て関連3法が施行され、平成27年からスタートした子ども・子育て支援新制度では、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的かつ効率的に推進することとされています。

本市においては、認定こども園への移行が完了し、これまで以上に子育てをしやすい環境が整う一方、母親の就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの増加、子育てに対して不安な気持ちを抱えている保護者が一定数存在するなど、引き続き子育て世代への様々な支援が求められています。今後も、保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、一時預かり事業に加え、病児・病後児保育など、保育サービスの充実を図る必要があります。

また、子育て中の父母への支援では、子育てに関する相談や情報提供の充実と交流の促進に努めています。今後は、地域で子育てを支える体制づくりとして、ファミリー・サポート・センター事業をより一層推進していくことが求められます。

学童保育は、市内全地区の児童を対象に実施されるようになりましたが、更なる支援が必要です。

深刻な社会問題となっている児童虐待等への対策については、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童※対策地域協議会において関係機関との連携を図りながら、その予防や相談・対応に努めています。

ひとり親家庭等については、経済的安定と自立した生活の確立のための一層の支援が必要です。

今後も、市民・地域・企業・行政機関が協働し、地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、生まれる前から18歳まで切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる基盤づくりを推進していく必要があります。

基本方針

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取組を総合的に進めます。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、家庭における負担や不安解消のための相談体制の充実を図ります。

また、多様な子育て家庭への経済的支援や児童虐待防止対策等、体制の強化を進めるとともに、生まれる前から18歳まで切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる基盤づくりを推進します。

評価指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
|--|--------------------|--------|---------|
| 合計特殊出生率※ | 1.23人 (令和元年度) | 1.80人 | 総合戦略KPⅠ |
| 子育て支援室の年間利用者数 (延べ数) | 10,226人 (令和元年度) | 6,108人 | 総合戦略KPⅠ |
| 学童保育を利用した児童数 | 386人 (令和元年度) | 217人 | |
| 「子どもが欲しいと思う」市民の割合 (結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査) | 71.7% (令和元年度) | 80.0% | |

| | | | |
|---|------------------|----|---------|
| 経済的支援の充実を子育てしやすい環境づくりのために重要なと思う市民の割合 (結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査) | 58.7% (令和元年度) | 減少 | 総合戦略KPI |
|---|------------------|----|---------|

施策・事業内容

○子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進

- * 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定し、これを推進します。

○教育・保育サービスの充実

- * 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対し総合的な子育て支援を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策5》

就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

- * 認定こども園に在籍する0歳児から5歳児までのすべての園児が一体型施設の中で生活、活動できるよう、分離型施設である認定こども園の今後の方針決定及び施設改修を行います。
- * 市内の教育・保育施設における教育・保育時間以外の保育（延長保育事業）を実施し、安心して子育てをすることができる環境を整備します。
- * 保育人材の確保、定着及び離職の防止を図るため、民間教育・保育施設及び企業主導型保育事業所※に勤務する保育士等に対する支援を行います。
- * 保護者の就労、疾病等の理由で、家庭において保育をすることが一時的に困難である子どもを施設で一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備します。
- * 市内の教育・保育施設へ施設型給付費※を給付するとともに、未移行幼稚園、認可外保育施設等において預かり保育を利用している子どもの保護者へ、子育てのための施設等利用給付費を給付します。

○地域子育て支援の充実

- * 家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るために、関係部署の連携のもと、関係機関と連携を図りながら相談・助言を行います。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- * 子育て支援室を市内4か所に開設し、就園前の親子の交流、子育てに関する相談や情報提供を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- * 乳児家庭の全戸訪問を行うことで、支援が必要な家庭の把握をし、必要に応じた養育支援に繋げます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- * 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。
- * 子育てが十分にできないひとり親家庭の父母及びその児童を保護するとともに、自立の促進のために生活支援等を行います。

- * 発達に心配があり、専門的な援助が必要な就学前の子どもと保護者を支援するため、障害児親子通所支援センター「マザーズホーム」を開設し、集団や個別で生活習慣の習得や特性に合わせた指導の実施、保護者に対して相談・助言を行います。
- * 市内にある民間の教育・保育施設において、公立の教育・保育施設と同様に障害児等の受入れを促進し、発達に応じた個別支援を実施するため、専門職の加配に必要な費用を補助します。
- * 一時的に保育等が必要な病児について、病児保育施設で預かり、保護者が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備することにより、子育て支援の充実を図ります。
- * 生後6か月から小学6年生までの預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

- * 学校や医療機関等の専門職や関係機関をはじめ、市民に児童虐待に関する理解を深めてもらい、虐待の予防と早期発見・早期対応を進めます。
- * 近年、増加傾向にある児童虐待相談において、弁護士や医師に相談・協力を依頼し、早期に虐待防止の対応を図ります。
- * 保護者の緊急時等により、児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、適切に養育、保育できる施設を確保します。
- * 児童の放課後等の適切な遊び及び安全な場所を確保するため、放課後児童健全育成事業を行う団体へ運営補助をするとともに、保護者の経済的負担を軽減し、学童保育を利用しやすい環境を作ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策4》

学童保育・放課後児童教室（土曜スクール※）などの整備・充実を図ることで、働きながら子育てできる環境整備を行う。

- * 0歳～2歳未満の子育てを行う世帯の孤立の防止とリフレッシュのため、鴨川シーワールドの入園費用を補助します。また、市が実施している子ども・子育てに関する事業等一覧を配布し、子育て世帯に周知を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策1》

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

○子育て家庭への経済的な支援の推進

- * 子ども医療費の無料化により、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- * ひとり親家庭等に対し、医療費の全部又は一部を助成することにより、家計への負担の軽減や健康増進に寄与します。
- * ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の適正な支給に努めます。
- * 家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を給付します。
- * 特定教育・保育等に必要な物品の購入や行事への参加などに要する費用の一部を助成し、低所得世帯にある子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。
- * 医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ります。

* ひとり親家庭の母又は父や寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な支援を行います。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第4節 高齢者施策の充実

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、生活形態の多様化等により高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。本市においても、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加していることから、高齢者の社会的孤立や虐待等に対応した地域ぐるみの見守り事業や地域包括ケアシステム※の更なる充実が求められています。

一方で、高齢化の進行や鴨川版 CCRC※構想の推進などにより、介護等を必要とせず、豊かな知恵や経験を持つ、いわゆる「アクティビシニア」層の増加も見込まれることから、関係団体等との連携により、意欲や能力のある高齢者が、まちづくりの担い手として生きがいを持って活躍できる環境づくりをより一層促進していくことが求められます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきましたが、要介護認定者数と保険給付費は年々増加しています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症高齢者の増加など医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため、地域における高齢者の生活支援や介護予防※・フレイル※対策を進めるとともに、引き続き介護保険制度の運営の健全性を確保していくことが求められます。また、介護サービスの需要の増加に適切に対応できるよう、外国人材の活用など介護人材の確保と定着を図ることも必要です。

基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター・福祉総合相談センターを中心機関として、市民・行政・関係機関等の連携を強化し、地域包括ケア※体制の更なる充実を図ります。

介護保険においては、制度の円滑な運営のため、サービス従事者の質の向上、外国人材の活用など介護人材の確保と育成支援及び給付の適正化に努めるとともに、介護保険利用者が適切で質の高いサービスを安心して利用することができる地域密着型サービスの充実と、医療と連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防※事業を一体的に取り組みます。

また、本市におけるひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、社会福祉協議会との連携による見守り体制の強化を進め、社会的孤立や不安の解消に努めるとともに、成年後見制度※の利用促進をはじめ認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりや、必要に応じたサービスを受けることができる仕組みのより一層の充実を図ります。

さらに、高齢者が生涯活躍できる生活づくりを促進するため、老人クラブやシルバー人材センター等との連携により、就労や地域活動、ボランティア活動など地域貢献と活躍の場の提供に努め、高齢者の社会参加と交流を促進します。

評価指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
|--|---------------------------|----------------|-------------------|
| 高齢者に占める要介護認定者数の割合 | 19.5% (令和元年度) | 21.3% | 増加率を抑制 総合戦略KPⅠ |
| 生活支援・介護予防※センターの登録（育成）人数 | 197人 (令和元年度) | 250人 | |
| シルバー人材センターの会員数 | 208人 (令和元年度) | 210人 | |
| 自分が健康だと思う市民の割合（高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査） | 一般高齢者 76.2% (令和元年度) | 一般高齢者 78.5% | 総合戦略KPⅠ |

施策・事業内容

○高齢者福祉等施策全般の総合的な推進

- * 高齢者福祉等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、これを推進します。

○介護予防※の推進

- * 介護予防※が必要な要支援認定者及び介護認定非該当の者に対して、訪問型・通所型サービス等を提供するとともに、介護予防※ケアマネジメントを実施します。
- * 生活支援・介護予防※センターの育成や、市民主体の介護予防※活動を支援し、地域における介護予防※の推進を図ります。
- * 介護予防※教室の開催や栄養改善に取り組み、介護予防※に関する知識の普及、啓発を図ります。
- * 健康相談やフレイル※健診質問票等を活用し、生活機能が低下している高齢者を早期に把握し、介護予防※活動につなげます。
- * 理学療法士等と連携し、地域サロン等の場において、サロン参加者やボランティアに対して介護予防※体操などを実施し、地域における介護予防※活動の充実を図ります。

○地域包括支援センターの推進

- * 介護保険における要支援認定者に対して介護予防※計画を作成し、介護予防※や生活支援の推進を図ります。
- * 高齢者等への虐待防止や成年後見制度※の利用など、必要な支援を行い、高齢者等が不利益を被ることなく安心した生活が送れるよう支援します。
- * 介護支援専門員等の専門職と地域住民との連携・協働による支援の充実を図るため、専門職や地域ボランティア等とのネットワークづくりを推進します。
- * 鴨川市福祉総合相談センター天津小湊を設置し、天津小湊地区等の住民に対して、福祉の相談支援を行うとともに、民生委員や地域ボランティア等とのネットワークづくりを推進します。
- * 地域包括ケア※の推進と、保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供し、生活の困りごとを解決することで市民が安心して生活できることを目指します。

○在宅医療・介護連携の推進

- * 在宅医療や介護の専門職、地域の関係者との連携を図り、包括的な在宅医療・介護サービスを実施するため、医療や介護に関する相談窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会等を開催します。

○生活支援の充実

- * 認知症高齢者の徘徊などを予防し、早期に発見、安全に保護するため、徘徊高齢者の見守り登録の仕組みやQRコード※付き見守りシールの配布及び活用方法を周知します。
- * 在宅で高齢者等を介護している家族等の経済的・精神的な負担軽減を図るため、介護用品の支給や介護方法の助言等を行うことにより、在宅介護が継続できるよう支援します。
- * 認知症高齢者等を介護している家族等の負担軽減を図るため、認知症に対する介護方法の習得や悩みを共有にすることにより、在宅介護が継続できるよう介護者を支援します。
- * 介護相談員が介護施設等を訪問し、入所者から施設での生活状況を聞き取り、施設側へ伝えることにより、介護施設等の公正な運営及びサービスの質的向上につなげます。

○認知症高齢者支援の充実

- * 初期認知症が疑われる高齢者に対して、早期診断・早期対応を図るため、認知症サポート医や看護師、介護福祉士等の専門的な知識により、必要な医療や介護サービス等につなげられるよう支援します。

- * 認知症高齢者やその家族に対する支援の充実や認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を配置し、専門的な相談支援を行います。
- * 認知症高齢者に対する正しい知識啓発のため、認知症センター養成講座を開催するとともに、認知症高齢者本人とその家族に対して必要な支援を行います。

○ひとり暮らし高齢者の支援

- * 緊急時の不安を解消し、定期的な安否確認が行えるよう、ひとり暮らし高齢者世帯等への緊急通報システムの整備を図ります。
- * 適切な福祉サービスへの連携や孤独感の解消を図るために、ひとり暮らし高齢者世帯等への訪問による安否確認を実施します。

○配食サービスの促進

- * 独居高齢者や高齢者世帯等へ食事を届けることにより、安否確認を行うとともに、介護支援専門員等と連携を図りながら、食の自立に向けた支援を実施します。

○高齢者の生きがいづくり活動の促進

- * 地域における高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブが行う地域社会活動・健康づくり事業等を支援します。
- * 高齢者の介護予防*や生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターによる高齢者への就業機会の提供を支援します。（再掲、第3章第6節）

○敬老事業の促進

- * 一定年齢に達した高齢者に、その長寿を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表すため、敬老祝品等を贈呈します。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第5節 障害者施策の充実

現状と課題

国では、障害者総合支援法や障害者差別解消法に基づき、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉施策を講じています。また、近年は、我が国全体の高齢化に伴い障害者本人はもとより保護者の高齢化も進み、いわゆる「親亡き後」を見据えた障害者の生活のあり方が課題となっています。

本市においても、これらの動向を踏まえ、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、これまで、鴨川市障害者（児）福祉総合計画を策定し、福祉サービス及び保健・医療サービスの提供、相談体制の整備、社会参加の促進など、障害者への支援を総合的に推進してきました。

しかし、障害者に占める高齢者の割合の増加や、発達障害児への対応の充実など、福祉的課題やニーズはますます多様化しているため、今後においても、こうした市民のサービス需要を踏まえた障害者及び障害児施策の更なる充実を図ることが求められます。

基本方針

鴨川市障害者（児）福祉総合計画で掲げる基本理念「手をとりあって ともに暮らす いきいきかもがわ」の実現のため、啓発・交流活動等を通じて障害者に対する理解と共感を深めるとともに、障害者総合支援法を中心とした福祉サービス等の更なる充実に努めます。

また、障害者の高齢化に対応するため、高齢の障害者、高齢の親を持つ障害者に対して関係機関と連携を図りながら適切なサービス提供に努めるとともに、障害者の社会参加と自立を促します。併せて、障害児が身近な場で療育や放課後等デイサービス等の支援が受けられるよう、サービス提供体制の更なる充実を図ります。

加えて、バリアフリー対応施設の充実や新たな交流の創出による市民の意識啓発活動等に努め、障害の有無にかかわらず相互理解が深い、ソーシャルインクルージョン*が実現した社会を目指します。

評価指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
|---|------------------|--------|---------|
| グループホームの利用者数 | 52人 (令和元年度) | 55人 | |
| 地域活動支援センターI型*の年間相談件数（延べ数） | 264件 (令和元年度) | 442件 | |
| 公共施設の安全性（段差解消や手すりの使いやすさ）に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査） | 44.2% (令和元年度) | 減少（改善） | |
| 障害児通所支援施設数 | 1施設 (令和元年度) | 2施設 | 総合戦略KPI |

施策・事業内容

○障害者関連施策全般の総合的な推進

- * 障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、新たな障害者（児）福祉総合計画を策定するとともに、これを推進します。

○総合相談体制の整備

- * 障害者の福祉の増進を図るために、障害者相談員を配置し、身体障害者や知的障害者の相談支援を行うとともに、地域活動の推進や障害者に関する援護思想の普及を図ります。

- * 障害者の権利利益の養護に資するため、障害者の養護者による虐待について、保護及び自立のための措置や、養護者の負担軽減を図ります。

○障害者の経済的支援の推進

- * 障害者の経済的な負担軽減とともに、福祉の向上と生活の安定を図るため、重度心身障害者（児）の医療費を助成するほか、各種手当を支給します。

○障害者の社会参加の促進

- * 障害者の社会参加を促進するため、重度心身障害者が利用したタクシー料金の一部を助成します。
- * 障害者（児）の社会活動への参加を促進するため、介護給付及び訓練給付、通所給付等を支給し、介護や訓練、就労等を支援します。
- * 医療型児童発達支援センターの整備を行い、支援の拡充を図ります。
- * 地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型※の運営により、障害者に対し地域との交流活動や創作的活動等の機会を提供するとともに、成年後見制度※の利用を推進し、権利を擁護します。
- * 障害者の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン※の視点に立った公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、「心のバリアフリー」の実現に向け、市民の意識啓発に取り組みます。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第6節 社会保障の充実

現状と課題

〔低所得者福祉〕

本市における生活保護の状況は、東日本大震災の影響により、被保護世帯が一時的に増加に転じ、その後は横ばい傾向にあります。しかし、令和元年房総半島台風※による被害や、新型コロナウイルス感染症※の拡大による経済の悪化を受け、有効求人倍率が急速に悪化し、生活に困窮する市民からの相談が大幅に増加しているところです。

こうした中で、生活に困窮している市民の困りごとに、きめ細かい相談により対応し、生活保護に至る前の段階において、経済的・社会的自立を支援していくことが求められています。

生活保護制度においては、保護の必要な方に確実に保護を実施するという制度の基本を踏まえ、高齢者や、疾病などのハンディキャップを持った方など、支援を必要とする方に確実に支援が届くよう、関係機関や民生委員・児童委員と連携の下、生活実態を把握し、適正な保護又は自立支援に努めることが必要です。

〔医療保険等〕

本市の国民健康保険については、被保険者数は減少傾向にあります。また、医療技術の高度化、疾病構造の多様化等により、医療給付費が年々増加していることから、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。

このようなことから、国において、国民健康保険の財政基盤の強化を図るために、県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同運営による広域化が始まりました。

今後、後期高齢者医療と併せ、国・県の動向と社会情勢を適切に踏まえつつ、適正かつ安定的な医療保険制度の運営に努めていくことが必要です。

国民年金については、国における年金制度の動向を踏まえ、今後も、国民年金制度に対する理解の促進、市民の年金受給権確保に努めることが必要です。

基本方針

〔低所得者福祉〕

様々な問題から生活困窮となっている世帯の早期支援を図るために、関係機関や民生委員・児童委員との連携の下、地域の見守り・ささえあいの体制の更なる充実を図るとともに、経済的・社会的な自立に結び付く相談支援に努めます。

また、生活保護行政の推進に当たっては、相談窓口において、相談者の状況を的確に把握するとともに、被保護世帯については、日常生活や病状等の生活環境に合わせて自立を促すなど、公平公正な制度の運用に努めます。

〔医療保険等〕

国民健康保険の健全性を高めるため、被保険者の健康意識の高揚と自主的な健康づくり、ジェネリック医薬品※への利用促進を図ります。

後期高齢者医療については、被保険者が、高齢者の特性に応じた適正な医療を安心して受けることができ、健康の保持と生活の質の確保・向上につながるよう、運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、現行制度の業務を円滑に進めていくとともに、医療費の適正化を図ります。

令和3年3月から「オンライン資格確認※」が導入されます。マイナンバーカードで医療保険の資格を確認し、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化を図ります。

国民年金については、制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、受給権の確保のため、積極的な周知を図ります。

評価指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
|------------------------|------------------|------|-------------|
| 生活保護からの自立世帯数 (累計) | 30世帯 (令和元年度) | 68世帯 | 平成28年度からの累計 |
| 人間ドック助成件数 (国民健康保険) | 269件 (令和元年度) | 310件 | |
| 人間ドック助成件数 (後期高齢者医療) | 52件 (令和元年度) | 70件 | |
| ジェネリック医薬品※普及率 | 73.1% (令和元年度) | 78% | |

施策・事業内容

○低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用

- * 生活困窮者及び低所得者が活用可能な各種福祉政策や資金貸付制度などの周知に努めるとともに、民生委員及び市社会福祉協議会などとの連携により、就労や生活全般に関する相談・支援体制の充実を図ります。
- * 生活困窮者が抱える金銭面や就労などの問題について、相談・情報提供・助言等を行いながら生活困窮者が社会的に自立できるように支援を行います。
- * 自立支援プログラム及び生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援の充実・強化を図るとともに、電子レセプトの効果的活用やジェネリック医薬品※の使用促進による医療扶助の適正化を進めます。

○医療費の適正化と健康増進施策の充実

- * 医療費適正化と健康増進のため、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。
- * 国民健康保険医療費の適正化のため、専門の民間業者によるレセプト点検を行います。

○各種医療給付事業の周知及び適正運用

- * ジェネリック医薬品※への切替えによる医療費自己負担分等の軽減額を試算し、被保険者へ通知するなど、更なる普及促進に取り組み、医療費の抑制を図ります。